

**令和5年第2回  
城里町議会定例会議案書  
追加議案(令和5年6月13日)**

**城 里 町 議 会**

議案第38号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年城里町条例第46号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度 おひさま学童クラブ新築工事
- 2 契約の金額 66,550,000円  
(内消費税額6,050,000円)
- 3 契約の相手方 茨城県東茨城郡城里町那珂西2490  
有限会社 東海組  
代表取締役 小高 廣子
- 4 契約の方法 一般競争入札

令和 5年 6月13日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 5年 月 日





発議第 5号

城里町議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び城里町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年 6月13日

提出者 城里町議会議員 三村孝信

賛成者 城里町議会議員 小 坏 孝  
 " 鯉 渕 秀 雄  
 " 関 誠一郎  
 " 藤 咲 芙美子  
 " 猿 田 正 純  
 " 加藤木 直

令和5年 月 日

## 城里町議員定数等調査検討特別委員会の設置に関する決議

次のとおり城里町議員定数等調査検討特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 城里町議員定数等調査検討特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び城里町議会委員会条例第5条
- 3 目 的 議会議員の定数及び処遇に関する調査・検討
- 4 委員の定数 議長を除く全議員
- 5 調査期限 設置の日から議会が調査終了を議決するまでとし、閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。